

特定(産業別)最低賃金の改正について

特定(産業別)最低賃金の適用業種	時間額	効力発生日
塗料製造業	1,099円	令和6年12月1日
鉄鋼業	1,116円	同上
はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業	1,087円	同上
電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業	1,053円	同上
輸送用機械器具製造業	1,126円	同上
計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業	1,053円	同上
兵庫県最低賃金	1,052円	令和6年10月1日

特定(産業別)最低賃金が左のとおり改正されます。最低賃金は、パートタイマー、アルバイト等すべての労働者に適用されます。

(注:繊維工業、各種商品小売業、自動車小売業については、兵庫県最低賃金が、繊維工業最低賃金、各種商品小売業最低賃金、自動車小売業最低賃金を上回ったことから、兵庫県最低賃金が適用されます。)



【お問い合わせ】
兵庫労働局労働基準部賃金室
TEL 078-367-9154
又は最寄りの労働基準監督署



建設業・ドライバー・医師等の時間外労働の上限規制

(旧時間外労働の上限規制の適用猶予事業・業務)

働き方改革の一環として、時間外労働の上限規制が労働基準法に規定され、平成31(2019)年4月(中小企業は令和2(2020)年4月)から適用されています。一方で、

- 工作物の建設の事業
- 医業に従事する医師
- 自動車運転の業務
- 鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業

については、長時間労働の背景に、業務の特性や取引慣行の課題があることから、時間外労働の上限規制の適用が5年間猶予されていましたが、その間、こうした課題の改善に取り組み、令和6(2024)年4月から適用が開始されました(一部特例あり)。

これにより、時間外労働の上限規制の適用は完了しました。

時間外労働の上限規制について

労働時間は原則1週40時間、1日8時間(法定労働時間)以内の必要があると労働基準法で定められています。

これを超えて働く時間(残業時間)の上限について、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律により改正された労働基準法により、以下の通り定められています。

(2019年4月(中小企業では2020年4月)から適用)

- 原則として月45時間、年360時間(限度時間)以内
- 臨時的な特別の事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満(休日労働含む)、複数月平均80時間以内(休日労働含む)、限度時間を超えて時間外労働を延長できるのは年6ヶ月が限度

詳しくは、働き方改革特設サイトへ

「時間外労働の上限規制」

<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/overtime.html>



建設業・ドライバー・医師の時間外労働の上限規制特設サイト「はたらきかたススム」

<https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp/>



司書のオススメ

『アレの正しい使い方図鑑 知ればもっと役立つ暮らしの道具』

東京トリセツ研究会/編 山と溪谷社/出版



電卓、はさみ、クリップ、電話…。家や職場でよく使う道具ですが、便利な機能や使い方を知れば、仕事の効率アップにつながるかもしれません。オフィス用品の解説だけでなく、テーブルマナーやアイロンのかけ方など、知っている安心な情報も載っています。また、災害時におけるポリ袋の活用法、AEDや消火器の使い方など、緊急時に役立つことも学べます。1項目ごとにイラスト付きで紹介され、どのページから読んでも気軽に楽しめる1冊です。

編集・発行:西宮市産業文化局産業部労政課

〒662-0912 西宮市松原町 2-37

西宮市立勤労青少年ホーム

TEL: 0798-35-5286 FAX: 0798-34-7700

<https://www.nishi.or.jp/kurashi/rodo/index.html>

ページ番号: 74265377



労政 2025 vol.181 にしのみや

- ▶ 西宮市技能功労者表彰
- ▶ Job Chance にしのみや
- ▶ 県内企業人材確保支援事業(兵庫型奨学金返済支援制度)について
- ▶ 主な相談窓口一覧
- ▶ 多様な働き方推進支援助成金のご案内
- ▶ 特定(産業別)最低賃金の改正について
- ▶ 建設業・ドライバー・医師等の時間外労働の上限規制
- ▶ 司書のオススメ

西宮市技能功労者表彰

西宮市では、勤労感謝祭の一環として、永らく同一の職種に専念し、優れた技能を持って社会に貢献された方々の功績を称えるために、「西宮市技能功労者表彰」を昭和49年から実施しています。

技能功労賞は、西宮市内に在住または在勤の技能者で、極めて優れた技能を有し、他の模範と認められ、同一の職種における経験が25年以上あり、かつ、現在もその職に従事されている方を表彰するものです。

また、技能功労栄誉賞は、技能功労賞に該当される方のうち、重要な製作物又は建築物等を完成、改善若しくは修理等を行うことにより顕著な功績を残した人や伝統的技法等他に類をみない技能を有すると認められる方などに贈られるものです。

今年度は、技能功労賞として5職種8名が表彰されました。

技能功労賞 令和6年度に受賞された皆さん(敬称略)

職種	氏名	事業所名	職種	氏名	事業所名
刺しゅう	戸塚 薫	一般社団法人 戸塚刺しゅう協会	土木	徳山 成道	徳山土木株式会社
建築大工	谷 健治	谷工務店	土木	柳本 喜章	徳山土木株式会社
土地家屋調査士	平野 壽哉	土地家屋調査士 平野 壽哉 事務所	土木	田中 英世	徳山土木株式会社
土木	西村 正一	西正建設	菓子製造	新田 英資	パティシエ エイジ ニッタ

「Job Chance にしのみや」(予約優先制)

西宮市は、求職者に対し、職業紹介を行い、求職者の適性やご希望に沿った就労支援を行う新しい就労支援センター事業「Job Chance にしのみや」を令和5年12月1日より予約優先制でオープンしています。

主な就労支援の内容

- カウンセリングによる求職者の希望、適性把握に応じた支援計画の策定
- 求職者の適性、希望に応じた無償の職業紹介
- 就業実習後の定着支援
- イベント等(説明会など)の実施

開所日時【予約優先制】

月曜日から金曜日、第2及び第4土曜日(日曜、祝日、年末年始を除く) 9時00分から17時30分まで(昼休みは12時から13時まで) (受付は16時30分まで) ただし、相談内容によって前後することがあり、不在の可能性あり。

対象

市内在住、在勤、在学の求職者(要登録) (令和5年3月31日以前の就労支援事業に登録している市外在住者は対象外)

Job Chance にしのみや運営事務局

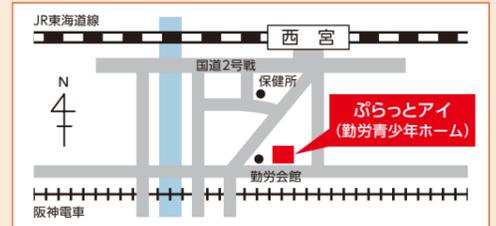
西宮市立勤労青少年ホーム(ぶらっとアイ)2階

西宮市松原町2-37

電子メールアドレス: info@jobchance-nishinomiya.jp

<https://jobchance-nishinomiya.jp/>

TEL 0798-61-8201【運営事務局直通】



県内企業人材確保支援事業 (兵庫型奨学金返済支援制度) について

従業員の奨学金の返済支援制度を設ける県内中小企業及び従業員に対して、その負担額の一部を補助します。

兵庫県では、中小企業の人材確保や若年者の県内就職・定着を図るため、若手社員の奨学金返済を支援する中小企業及び当該企業に勤務する従業員への補助を行っています。若手人材の確保や定着に、ぜひご活用ください。

補助対象企業

- 1 本県が県内にある中小企業及び京都府就労・奨学金返済一体型支援事業対象中小企業(京都府本社に限る)の県内事業所
- 2 下記の対象従業員に対して、奨学金返済負担軽減制度を設けていること。



対象従業員

対象企業に勤務し、以下の要件を全て満たす者。

- 1 正社員である者
- 2 日本学生支援機構の奨学金を受給し、返済義務のある者
- 3 申請時点で県内事業所に勤務する者
- 4 40歳未満の者(申請年度末時点で39歳以下の者)

補助期間

対象従業員1人につき、最長17年

最大補助期間	対象企業
5年	補助対象企業の要件を満たす企業
10年	補助対象企業の要件を満たし、次のいずれか2つ以上を取得した企業 <ul style="list-style-type: none"> ●SDGs宣言企業 ●フレッシュミモザ企業 ●ワーク・ライフ・バランス宣言企業
17年	補助対象企業の要件を満たし、次のいずれか2つ以上を取得した企業 <ul style="list-style-type: none"> ●SDGs認証企業 ●ミモザ企業 ●ワーク・ライフ・バランス認定企業又はワーク・ライフ・バランス表彰企業

補助額

企業向け

次の1~3のうち低い額を支給

- 1 年間返済額の3分の1の範囲
- 2 奨学金の返済支援として企業が支給する手当額等の年額(申請年度の4月~2月支給分)の2分の1
- 3 上限6万円/人・年

従業員向け

次の1~3のうち低い額を支給

- 1 上限6万円/人・年
- 2 年間返済額から企業からの手当額等の年間支給額を差し引いた額
- 3 企業への支給額と同額



補助額について

従業員に対する支援額や支払い方法(毎月払い、ボーナス時一括払い等)は、企業において自由に設定してください。

対象となる従業員の年間返済額や、従業員に対する企業の支援額に応じて補助を行います。

なお、支援制度は就業規則や賃金規定などの社内規定で定めさせていただく必要があります。具体的な方法、内容等については、ご相談に応じます。

補助額イメージ

年間返済額18万円かつ企業の年間支援額が12万円の場合

年間返済額18万円	
6万円 (企業の負担額)	12万円 (県の負担額)

補助申請先・方法

★年度内の受付は、4月1日から翌年2月末日までです。

一般財団法人兵庫県雇用開発協会

〒650-0025 神戸市中央区相生町1-2-1東成ビル3階

TEL 078-362-6583



主な相談窓口一覧

しごとサポートウェブにしきた

ハローワークにのみやのサテライト施設です。求人検索端末を設置。就職支援ナビゲーターが応募書類の書き方や職業相談、仕事の紹介など就職をサポートします。

予約日時: 月~金 9:30~16:00 ※予約優先制
 プレラにしのみや4階(西宮市高松町4番8号)
 ☎ 0798-68-1021



西宮若者サポートステーション

「自分に合った仕事を探したい」、「働いても長続きしない」などの悩みをもつ、15歳~49歳の方を対象に、キャリアコンサルタントや臨床心理士の資格を持つスタッフが就職をサポートします。

相談日時: 月~金・第2土 9:30~18:00
 勤労会館1階(西宮市松原町2番37号)
 ☎ 0798-31-5951



西宮総合労働相談コーナー

職場でのトラブル(賃下げ、解雇、配置転換、いじめ、採用など)でお困りの方に対し、解決のお手伝いをしています。

相談日時: 月~金 9:00~17:00
 西宮地方合同庁舎3階 西宮労働基準監督署内(西宮市浜町7番35号)
 ☎ 0798-26-3733



労働条件相談ホットライン

違法な時間外労働・過重労働による健康障害・賃金不払い・残業などの問題について、専門知識を持つ相談員が対応。

相談日時: 月~金 17:00~22:00
 土日祝 9:00~21:00 ※12月29日~1月3日を除く
 ☎ 0120-811-610(フリーダイヤル)



労働相談室

労働に関する様々な問題(賃金・退職金・労働災害・雇用保険など)について社会保険労務士が相談・助言を行います。秘密厳守、無料。書類の作成・提出など各種手続きの代行は行いません。

相談日時: 毎週火曜 15:00~19:00
 第2・4土 13:00~18:00
 勤労青少年ホーム2階(西宮市松原町2番37号)
 ☎ 0798-32-7170



外国人労働者向け相談機関

労働条件などについて、外国語(13言語)で電話相談いただける窓口です。言語により開設曜日が異なります。

- ▶ 外国人労働者向け相談ダイヤル Telephone Consultation Service for Foreign Workers
- ▶ 労働条件相談ホットライン Working condition consultation hot line
- ▶ 外国人労働者相談コーナー Guide to Labour Bureaus with Foreign Workers Consultation Service (Adviser for Foreign Workers) Counseling Services and Hotlines in Foreign Languages <https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/foreigner.html>



多様な働き方推進支援助成金のご案内

兵庫県は、令和6年4月より中小企業育児・介護代替要員確保助成事業、仕事と生活の調和推進環境整備支援事業、テレワーク導入支援助成事業を統合し、「多様な働き方推進支援助成事業」を創設しました。

令和5年度まで	統合	令和6年度より
<ul style="list-style-type: none"> ● 中小企業育児・介護代替要員確保支援事業 ● 仕事と生活の調和推進環境整備支援事業 ● テレワーク導入支援助成事業 		多様な働き方支援助成金 <ul style="list-style-type: none"> ● 育児・介護代替要員確保助成コース ● 働き方改革助成コース

中小企業における女性や高齢者等の職域拡大、育児・介護休業の取得や短時間勤務制度の利用推進を図るため、代替要員の賃金やテレワーク導入等の環境整備費用の一部を助成します。

「多様な働き方推進支援助成事業」は、県の委託事業「ひょうご仕事と生活センター事業」の一環として行われており、県内企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進を目的としています。

当該事業は県が(公財)兵庫県勤労福祉協会に委託を行い実施しています。

支給要件の詳細、支給申請の手続き方法等については、ひょうご仕事と生活センターまでお問い合わせください。

▶お問い合わせ先

(公財)兵庫県勤労福祉協会 ひょうご仕事と生活センター

〒650-0011 神戸市中央区下山手通6-3-28 兵庫県中央労働センター1階

<https://www.hyogo-wlb.jp/> Email: info@hyogo-wlb.jp

TEL 078-381-5277

